（今治港長・三島川之江港長・今治海上保安部長）

台風接近に伴う港長等勧告一覧

<table>
<tr><th>区分</th><th>基準</th><th>対象港</th><th>内容</th><th>発令者</th><th>参考
（協議会）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">荒天準備</td><td rowspan="4">①または②の場合に発令

①台風の強風域に入ると予想される6時間前まで

②台風の5日間予報において、3日後の予報で暴風警戒域に入り、また、「強い勢力（最大風速40m/s以上）を維持している」又は「北緯20度線を超えた時点で、台風の強さが強い（33m/s～44m/s）以上であり、北緯30度線までに非常に強い（44m/s～54m/s）以上となる」予報の場合は、強風域に入ると予想される24時間前</td><td>今治港</td><td rowspan="2">1 旅客船及び海上タクシー等は、予定航路の気象状況の把握に努め、運航管理規定による運航中止基準を厳守すること。
2 漁船及びプレジャーボート等小型船は、陸揚げ又は安全な場所への避難準備をすること。
3 港湾工事等の作業現場においては、資器材の流出防止等の荒天準備を行うとともに、作業船は作業を中止し避難準備をすること。
4 造船所において修理中の船舶で運航可能な船舶は、早期に安全な海域への避難準備を行うとともに、避難不可能な船舶は台風の直撃を想定した対策を講じること。
5 荷役中又は荷役準備中の船舶にあっては、船舶代理店、荷役関係者と荷役の中止等の調整を図り、避難時期を逸することがないよう留意すること。
6 上記以外の船舶は、台風情報に留意し、乗組員を待機させほか、荒天及び避難準備を行うとともに、必要に応じて直ちに運航できる態勢を講じること。</td><td>今治港長</td><td rowspan="2">今治・西条
台風津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>菊間港
吉海港
壬生川港
西条港
岡村港
宮浦港
伯方港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td>三島川之江港</td><td rowspan="2">1 漁船及びプレジャーボート等小型船は、陸上げ又は安全な場所への避難準備をすること。
2 港湾工事等の作業現場においては、資機材の流出防止等の荒天準備を行なうとともに、作業船は作業を中止し避難準備をすること。
3 修理等により係留中の船舶で、運航可能な船舶は早期に安全な海域への避難準備を行うとともに、避難不可能な船舶は台風の直撃を想定した対策を講じること。
4 各社取扱いの船舶は、それぞれが定める運航基準により避難の準備を整えること。
5 荷役中又は荷役準備中の船舶にあっては、避難時期を逸することのないよう船舶代理店、荷役関係者と荷役の中止等の調整を図ること。
6 上記以外の船舶は、台風情報に留意し乗組員を待機させるほか、荒天及び避難準備を行うとともに、必要に応じて直ちに運航できる態勢を講じること。</td><td>三島川之江港長</td><td rowspan="2">三島川之江港
台風・津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>寒川港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td rowspan="4">避難勧告</td><td rowspan="4">台風の暴風域に入ると予想される6時間前までに発令</td><td>今治港</td><td rowspan="2">1 今治港第1区の係留施設に係留中の総トン数1,000トン以上の船舶及び危険物積載船舶（今治港を基地とする給油船は除く）は、原則として離岸し安全な海域に避難すること。
2 今治港第2区の係留施設に係留中の船舶は、原則として離岸し安全な海域に避難すること。
3 上記1～2以外の係留施設に係留中の船舶は、自社策定の運用基準により対応すること。
4 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し、速やかに避難すること。
5 岸壁管理者においては、係留中の船舶のうち、離岸する必要のある船舶に対しては早急な離岸を促すとともに、施設の異常の有無を点検すること。
6 入港船は入港を見合わせ、または注意して運航すること。</td><td>今治港長</td><td rowspan="2">今治・西条
台風津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>菊間港
吉海港
壬生川港
西条港
岡村港
宮浦港
伯方港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td>三島川之江港</td><td rowspan="2">1 港内の係留施設に係留中の1000DWT以上の船舶及び危険物積載船舶は、離岸し安全な海域に避難すること。
2 上記1以外の船舶で、港内において係留避難しようとする船舶等は、台風の規模、進路、船舶の種類、トン数、能力及び港の状況等を勘案し万全の措置を講じること。
3 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し、速やかに避難すること。
4 岸壁管理者においては、係留中の船舶のうち、離岸する必要のある船舶に対しては早急な離岸を促すとともに、施設の異常の有無を点検すること。
5 入港船は入港を見合わせ、または注意して運航すること。</td><td>三島川之江港長</td><td rowspan="2">三島川之江港
台風・津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>寒川港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td rowspan="4">解除</td><td rowspan="4">台風による海難及び災害発生のおそれがなくなったときに発令</td><td>今治港</td><td rowspan="4">すべての勧告（荒天準備及び避難勧告）を解除する。
なお、引き続き気象・海象情報に留意すること。</td><td>今治港長</td><td rowspan="2">今治・西条
台風津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>菊間港
吉海港
壬生川港
西条港
岡村港
宮浦港
伯方港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td>三島川之江港</td><td>三島川之江港長</td><td rowspan="2">三島川之江港
台風・津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>寒川港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
</table>

（今治港長・三島川之江港長・今治海上保安部長）

発達した低気圧に伴う港長等勧告一覧

<table>
<tr><th>区分</th><th>基準</th><th>対象港</th><th>内容</th><th>発令者</th><th>参考
（協議会）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">警戒勧告</td><td rowspan="3">原則として、「暴風」に関する愛媛県気象情報が発表されたとき</td><td>今治港</td><td rowspan="2">1 旅客船及び海上タクシー等は、予定航路の気象状況の把握に努め、運航管理規定による運航中止基準を厳守すること。
2 漁船及びプレジャーボート等小型船は、陸揚げ又は安全な場所への避難準備をすること。
3 港湾工事等の作業現場においては、資器材の流出防止等の荒天準備を行うとともに、作業船は作業を中止し避難準備をすること。
4 修理等により係船中の船舶で、運航可能な船舶は早期に安全な海域への避難準備を行うとともに、避難不可能な船舶は台風の直撃を想定した対策を講じること。
5 荷役中又は荷役準備中の船舶にあっては、船舶代理店、荷役関係者と荷役の中止等の調整を図り、避難時期を逸することがないよう留意すること。
6 上記以外の船舶は、台風情報に留意し、乗組員を待機させほか、荒天及び避難準備を行うとともに、必要に応じて直ちに運航できる態勢を講じること。</td><td>今治港長</td><td rowspan="2">今治・西条
台風津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>菊間港
吉海港
壬生川港
西条港
岡村港
宮浦港
伯方港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td>三島川之江港</td><td rowspan="2">1 漁船及びプレジャーボート等小型船は、陸揚げ又は安全な場所への避難準備をすること。
2 港湾工事等の作業現場においては、資器材の流出防止等の荒天準備を行なうとともに、作業船は作業を中止し避難準備をすること。
3 修理等により係船中の船舶で、運航可能な船舶は早期に安全な海域への避難準備を行うとともに、避難不可能な船舶は台風の直撃を想定した対策を講じること。
4 各社取扱いの船舶は、それぞれの運航基準に則り避難の準備を整えること。
5 荷役中又は荷役準備中の船舶にあっては、船舶代理店、荷役関係者と荷役の中止等の調整を図り、避難時期を逸することがないよう留意すること。
6 上記以外の船舶は、台風情報に留意し、乗組員を待機させるほか、荒天及び避難準備を行うとともに、必要に応じて直ちに運航できる態勢を講じること。</td><td>三島川之江港長</td><td rowspan="2">三島川之江港
台風・津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>寒川港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td rowspan="5">避難勧告</td><td rowspan="5">原則として、愛媛県東予西部及び東部に暴風警報又は強風注意報が解除されとき</td><td>今治港</td><td>1 今治港第1区の係留施設に係留中の総トン数1,000トン以上の船舶及び危険物積載船舶（今治港を基地とする給油船は除く）は、原則として離岸し安全な海域に避難すること。
2 今治港第2区の係留施設に係留中の船舶は、原則として離岸し安全な海域に避難すること。
3 入港船は入港を見合わせ、又は注意して運航すること。
4 その他の船舶については、係留状況及び固縛状況を確認し、天候等が回復するまで十分注意すること。</td><td>今治港長</td><td rowspan="3">今治・西条
台風津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>菊間港
吉海港
壬生川港
西条港
岡村港
宮浦港
伯方港</td><td>1 港内の係留施設に係留中の総トン数1,000トン以上の船舶及び危険物積載船舶は、原則として離岸し安全な海域に避難すること。
2 入港船は入港を見合わせ、又は注意して運航すること。
3 その他の船舶については、係留状況及び固縛状況を確認し、天候等が回復するまで十分注意すること。</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td>三島川之江港</td><td rowspan="2">1 港内の係留施設に係留中の総トン数1,000トン以上の船舶及び危険物積載船舶は、原則として離岸し安全な海域に避難すること。
2 入港船は入港を見合わせ、又は注意して運航すること。
3 その他の船舶については、係留状況及び固縛状況を確認し、天候等が回復するまで十分注意すること。</td><td>三島川之江港長</td><td rowspan="2">三島川之江港
台風・津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>寒川港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td rowspan="4">解除</td><td rowspan="4">原則として、愛媛県東予西部及び東部の暴風警報又は強風注意報が解除されとき</td><td>今治港</td><td rowspan="4">すべての勧告（警戒勧告及び避難勧告）を解除する。
なお、引き続き気象・海象情報に留意すること。</td><td>今治港長</td><td rowspan="2">今治・西条
台風津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>菊間港
吉海港
壬生川港
西条港
岡村港
宮浦港
伯方港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
<tr><td>三島川之江港</td><td>三島川之江港長</td><td rowspan="2">三島川之江港
台風・津波
対策協議会</td></tr>
<tr><td>寒川港</td><td>今治海上保安部長</td></tr>
</table>

（今治港長･三島川之江港長･今治海上保安部長）

津波に対する船舶対応表

区分	発令基準	津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
			大型船、中型船（漁船を含む）				小型船（プレジャーボート、小型漁船等）	
			港内着岸船		錨泊船、浮標係留船（作業船を含む）	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
			一般船舶（荷役・作業船含む）	危険物積載船舶				
避難準備	愛媛県（東予地方）沿岸に津波注意報が発表された場合 1m （0.5m＜予想高さ≦1m）		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 （場合によっては港外退避）	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
避難勧告	愛媛県（東予地方）沿岸に津波警報が発表された場合 3m （1m＜予想高さ≦3m）	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港内退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
	愛媛県（東予地方）沿岸に大津波警報が発表された場合 10m超 （10m＜予想高さ） 10m （5m＜予想高さ≦10m） 5m （3m＜予想高さ≦5m）	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港内退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
解除	愛媛県（東予地方）沿岸に発表された津波注意報及び津波警報（津波･大津波）が解除された場合		･水路及び係留施設等の情報等を入手し、安全を確認して入港する。 ･水中障害物、漂流物等に注意して入港する。					
	備考			事業者側で予め対応マニュアルを作成	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

津波来襲までの時間的余裕

有り ： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

無し ： 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

大型船 ： タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船 ： 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船 ： プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

陸上避難 ： 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。

港外退避 ： 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。

港内避泊 ： 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）。

係留避泊 ： 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する）。

陸揚げ固縛 ： プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

＊ 上記の表は標準的なものであり、それぞれの地域（港）の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。
また、船舶においては利用港で検討された対応策が反映された津波対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。

別　紙　2

南海トラフ地震臨時情報に対する船舶対応表

区分	発令基準	実施事項
		気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、今後の情報に留意する。
南海トラフ地震注意（注意喚起）	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき	・南海トラフ地震臨時情報を収集する。 ・船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。 ・津波警報等が発表された場合、直ちに港外避難等が実施できる準備を整える。（避難方法、避難海域の確認等）
南海トラフ地震警戒強化（勧告）	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときに発令する。	・南海トラフ地震臨時情報を収集する。 ・津波警報等が発表された場合、直ちに港外避難等が実施できる準備を整える。（避難方法、避難海域の確認等） ・岸壁管理者、荷役企業等の対応を確認する。 ・水先人、タグボート等避難に必要な支援体制が受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等ある場合は、事前に安全な海域へ避難することを検討のうえ、必要に応じ自主的に避難する。
解除	国が、全ての防災対応を解除したときに発令する。	・引き続き発表される情報に留意する。

注）１　港内在泊船は、上記対応によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。

２　気象庁から愛媛県（東予地方）沿岸に「津波注意報又は津波警報（津波・大津波）」と「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は同（巨大地震注意）」が同時に発表された場合は、別紙１「津波に対する船舶対応表」により対応する。

３　気象庁が発表した「津波注意報又は津波警報（津波・大津波）」が解除された時に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、同（巨大地震注意）」が発表されている場合は、本対応表により対応する。
なお、「南海トラフ地震注意（注意喚起）」については、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の自動解除に併せ自動的に解除する。

参考）　気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された後、国から国民に対して防災対応「巨大地震警戒対応」が呼び掛けられる。原則、防災対応「巨大地震警戒対応」の発表から、後発地震が発生しないまま１週間を経過した場合、防災対応「巨大地震注意対応」に切り替わり、更に１週間が経過した時点で解除される。また、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された後、国から国民に対して防災対応「巨大地震注意対応」が呼び掛けられる。後発地震が発生しないまま１週間（ゆっくりすべりのケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）が経過した時点で解除される。